

知事答弁

1 知事の県政運営について

最初に、加速化プランに基づく取組の成果についてであります。

私は、県民生活のあらゆる分野でバランスのとれた住みよさと活力ある県づくりを目指し、県政運営の指針として策定した「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」において、県政の幅広い分野にわたる96の重点事業を設け、積極的に取組を進めてまいりました。こうした結果、住み良さの向上と元気づくりの成果を計る104の数値目標でみますと、81指標、概ね8割の指標の達成見通しを立てることができ、厳しい財政状況の中、また、民間や市町が主体となって取り組む指標もある中で、一定の評価をいただけるものと考えております。

こうした中で、どのような面で、特に成果が上がったのかとのお尋ねであります。私としては、加速化プランの取組を通じて、主に次の3つの面から、大きな成果を得ることができたのではないかと考えております。

まずは、県づくりの基本となる、県民の皆様の安心・安全を確保していくということであり。私は、このことを最も重要な政策課題として取り組み、例えば、防災面では、県立学校や県有の防災拠点施設の耐震化目標90%を1年前倒しして本年度中に達成するとともに、近年の集中豪雨に対応した河川や危険ため池の整備、ハザードマップの全域整備、大規模災害を見据えた地域防災計画の見直し等ハード・ソフト両面からの防災対策の強化を着実に進めることができました。また、医療体制の面でも、修学資金の拡充などによる医師不足の解消に向けた基盤の整備やドクターヘリの導入等による救急医療体制の確立を図ることができるなど、「くらしの安心・安全基盤の強化」の面で、確かな成果が上がってきているものと考えております。

二つ目は、県づくりを支えるしっかりとした行財政基盤を構築していくことであり。その実現に向けて、「県政集中改革の更なる推進」を加速化プランの戦略プロジェクトに位置付け、職員定数の大幅な削減、県が発行を判断できる一般分の県債残高の着実な減少など、行財政改革の更なる加速化を進めることができました。特に、公社改革では、将来に過度の負担を先送りしない観点から、私の代で3つの公社の廃止が実現しようとしていることは大きな成果であると考えております。

そして、三つ目として、県づくりの推進力となる、県民力、地域力を高めていくということであり。私は、加速化プランに即し、それを育む環境づくりに積極的に努めてまいり、「山口きらら博」や「国民文化祭」で高まった県民力・地域力は、今年の「おいでませ！山口国体・山口大会」で大きく飛躍を遂げ、その成功の原動力となりましたし、今後の様々な分野で、地域づくり、県づくりを動かす大きな原動力にもなるものと考えております。

こうした加速化プランの取組成果の上に立って、私は、将来につながるしっかりとした県政の礎を築いていけるよう、加速化プランの総仕上げに向けて、全力で取り組んでまいる決意であります。

2 情報システムの構築について

次に、情報システムの構築についてのお尋ねにお答えいたします。

高度情報通信社会が一段と進展し、行政の情報システムの重要性がますます高まっております中、お示しのように、ネットワークを経由してサービスの提供を受ける、クラウド技術の普及や、社会保障及び税制度の効率的・透明性を高めるための「マイナンバー制度」の導入が検討されるなど、情報を取り巻く環境は、著しく変化してきております。

一方で、今年の東日本大震災では、機器を設置した庁舎が、損壊したり、電源や通信回線が長期間遮断される事態が発生し、行政情報を扱うシステムのバックアップ機能の強化が重要な課題となっております。

また、昨今の、行政機関や民間企業を標的としたサイバー攻撃が頻繁に発生するなど、今まで以上に情報システム全般のセキュリティ対策の強化が強く求められてきているところであります。

このような情報通信の進展や新たな課題に対応しながら、県民の皆様に、安心され、より質の高い行政サービスを提供していくためのシステムやネットワークの形成に取り組むことが極めて重要であると考えております。

こうした中、お示しの「やまぐち情報スーパーネットワーク」いわゆるY S Nは、県自ら整備した通信網であり、外部からの不正侵入が困難でありますとともに、回線が万一切断しても迂回ルートが確保できるようループ化しておりますことから極めて安全性の高い通信基盤であります。

したがいまして、私も、このY S Nの活用を含め、セキュリティやバックアップ機能の強化にも資するクラウド技術をはじめとする新しい情報通信技術の積極的な導入も検討してまいらなければならないと考えております。

私は、このような考え方のもと、日々進化する情報技術を取り巻く環境の変化に対応し、安全で安心できる、しかも効率的な情報システムの構築に努めてまいります。

3 離島振興について

次に離島振興についてお答えいたします。

県内には21の有人離島がありますが、これは全国でも3番目の多さであります。人口や面積の規模は小型ではありますが、それぞれ固有の文化や伝統を有しておりますとともに、人々の定住の場であり、また、農水産物の安定供給や、豊かな自然を通じた、県民のふれあいの場としての役割も担っており、その振興は極めて重要であると認識をいたしております。

このため、私は、知事就任以来、毎年離島を訪問し、島民の皆さんや地元市町長など関係者と、島の振興方策について意見交換をし、離島の実情に応じたきめ細かな対応を図っているところであります。

こうした中、お示しのありましたように、平成15年には、現行の離島振興計画を

策定し、本県離島の持つそれぞれの特性を生かした「元気で存在感のある島づくり」を進めるため、生活基盤、産業基盤の整備をはじめ、島民の方々の創意工夫を生かした地域づくりを、関係市町とともに推進をしてまいりました。

しかしながら、依然として、過疎化・高齢化が進行し、基幹産業である農水産業の活力低下や、高騰する燃料費や、物流・生活コストの負担など、ご指摘のとおり、離島を取り巻く環境は大変厳しいものがありますことから、現行計画の最終年度となる明年度におきましては、新規事業を含め、各般にわたる取組を積極的に進めていくことにしております。

具体的には、生活基盤の充実を図るための身近な環境整備をはじめ、離島航路の円滑な運航や、ドクターヘリの運用による救急医療体制の確保、さらに産業面では、漁港・漁場等の生産基盤の整備や、高齢化している農業・漁業の担い手対策の充実などに取り組んでまいります。

加えて、明年度からは、新たに「離島高校生修学支援事業」を創設をし、市町が行う離島出身の高校生の修学に必要な通学費等の負担軽減策に対し、助成することにいたしております。

また、こうした取組の成果の上に立ち、さらなる対策を強化していくためには、平成24年度末に期限を迎える離島振興法による実効性のある支援策が、引き続き不可欠でありますことから、法の延長と、離島の定住を促進するための新たな交付金の創設、ソフト対策の充実等、離島への定住促進を図るための制度の拡充等を、国に対し、あらゆる機会を通じて、強く求めてまいります。

さらに、こうした法改正や、新たな支援措置の動向を踏まえ、これまで以上に安心して住み続けられるよう、関係市町とともに、新たな離島振興計画を策定をし、生活基盤の整備や、農水産業の振興などを、ハード・ソフト両面から総合的・計画的に推進し、定住促進や交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、関係市町とともに、本県の離島の实情に即して、元気な島づくりに向け全力で取り組んでまいります。

4 鳥獣被害防止対策について

次に、鳥獣被害防止対策についてであります。

野生鳥獣による農作物等の被害は、農林業者の生産意欲を減退させ、中山間地域をはじめ地域全体の活力すら失わせかねない重要な問題であります。

こうした実態を踏まえ、私は、本年度から市町との役割を明確にした上で、総合的かつ緊急的な被害防止対策を実施してきたところであります。明年度は、本年度を上回る予算を措置し、目標に掲げた被害軽減額や捕獲頭数が確実に達成できるように、積極的な対策を講じていく考えであります。

特に、お示しの地域ぐるみの取組は、被害防止に極めて重要でありますことから、本県では、平成19年4月に鳥獣被害相談センターを設置をし、山口市仁保地区をモデルに、モンキードッグによる追い払いや、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等を進めた結果、

被害額が10分の1に減少するなど、大きな成果が得られているところであります。

本年度は、仁保地区の取組を全県に波及させるため、鳥獣の侵入路、防護柵、放任果樹等の調査を60集落で実施をし、このうち、8集落をモデルに被害点検研修会の開催や、防護柵の設置等を進めており、明年度はこれらの成果を踏まえ、地域ぐるみの取組を県内全域に拡大するということにいたしております。

さらに、本年度、鳥獣被害の防止を目的に8集落で実施した山口型放牧は、イノシシ等の出現を減少させるなど、緩衝帯として有効であることが改めて実証されましたことから、明年度は、この取組を大幅に拡大してまいります。

こうした取組に加え、減少、高齢化している捕獲の担い手対策として、狩猟免許の受験機会を拡大し、免許取得を支援をいたしました結果、前年度に比べて、約3倍の463名が合格をいたしましたところであり、明年度も、本年度以上の合格者を確保し、新規免許取得者の射撃訓練への支援や研修の実施など、担い手の確保・育成に一層努めてまいります。

また、被害の8割を占めるイノシシ、シカ、サルの捕獲が喫緊の課題でありますことから、被害の最も多いイノシシにつきましては、明年度の捕獲目標を1万5千頭から1万8千頭に増加いたしますとともに、本年度、集中設置した200基の箱わなを400基に倍増してまいります。

シカにつきましては、県西部で延長した狩猟期間を県内全域に拡大し、サルにつきましては、被害が拡大している県中部で箱わなを新たに設置するなど、確実な捕獲に努め、被害を軽減していくことにいたしております。

私は、中山間地域が県土の7割を占める本県におきまして、地域の皆様が意欲を持って農林業に取り組むことができるように、引き続き、市町、関係団体等と緊密に連携しながら、総合的な鳥獣被害防止対策を積極的に進めてまいります。

5 若者の雇用対策について

次に、若者の雇用対策についてであります。

本県の雇用情勢は、緩やかな改善傾向にありますものの、有効求人倍率は3年以上連続して1倍を下回り、特に、大学生の就職内定率は昨年を下回るなど、若者を取り巻く就職環境は依然として厳しい状況が続いております。

このため、私は、明年度予算におきましても、「雇用対策の強化」を緊急・重点課題に位置づけ、将来を担う若者が、県内において安定した職につき、自立して活躍できるように、若者の雇用対策に積極的に取り組むことにいたしております。

こうした中で、地域経済の担い手である中小企業は、雇用の主要な受け皿として、意欲ある若い人材を求めております。お示しのように、若者に対しきめ細かな企業情報を提供することや、企業が求める技能や技術の習得を職業訓練により支援することが極めて重要でありますことから、こうした取組を通じて、若者と中小企業とのマッチングを強化していくことにいたしております。

具体的には、まず、企業情報の提供につきましては、若者就職支援センターを拠点

に、県下7地域の求人開拓員が中小企業を直接訪問して収集した、優秀な技術や職場の魅力などの情報を、センターのホームページで紹介いたしますとともに、県内大学や経済団体等で構成する「インターンシップ推進協議会」が行う、中小企業におけるインターンシップの拡大や学生の意識改革の取組を支援してまいります。

また、企業と学生との出会いの場である「企業合同就職フェア」は、中小企業がより多くの学生に自社をPRすることができる絶好の機会でありますので、県内各地域で開催をいたしますとともに、企業、学生双方の積極的な参加を促してまいります。

次に、企業が求める技能や技術の習得につきましては、東西の高等産業技術学校において、高度化する技術への対応など、時代の要請に沿った職業訓練を計画的に行っているところでありまして、修了生は、企業から「即戦力」としての高い評価も得ております。

来年度からは、さらに、地元企業や就職支援機関で構成する「運営協議会」の意見を踏まえ、県内主要企業の見学や企業実習等の取組を全訓練コースに拡大をいたしますとともに、実習期間を延長するなど、より実践的なプログラムへと内容を充実をしております。

今後とも、一人でも多くの若者が希望する県内企業に就職ができるよう、山口労働局や関係機関との緊密な連携の下で、若者の雇用対策に全力で取り組んでまいります。

県警本部長答弁

6 サイバー犯罪について

サイバー犯罪の防止に向けた取組についてお答えをいたします。

議員お示しのように、インターネットや携帯電話の普及に伴い、全国的にネットワークを悪用した犯罪が急増し、不正アクセスによる情報の流出事案等が多発しております。

本県におきましても、昨年、インターネットオークション詐欺が60件と2.7倍に増加し、児童ポルノや出会い系サイト等により児童が被害者となる犯罪も26件と5.2倍に大幅に増加するなど、深刻な状況になっております。

このため、県警察では、昨年9月、各部門で構成する「サイバー犯罪対策委員会」を設置し、インターネット上の違法・有害情報に対するサイバーパトロールを強化するとともに、全国警察が情報を共有し、協働して捜査する方式により、取締りを強化しているところであります。

その結果、昨年の県内のサイバー犯罪の検挙は102件で前年の2.7倍となっております。

一方、サイバー犯罪の被害防止対策につきましては、まずインターネット利用者に、その利便性の裏に潜む危険性を理解してもらうことが重要であります。

そのため、特に被害が急増している児童・生徒等に対しては、コミュニティサイトの危険性やフィルタリングの重要性などについて、学校と連携して講習会を開催しております。昨年は32回、6600人に実施しております。

また、一般利用者に対しては、昨年来、増加傾向にあるクレジット情報を不正に入手した詐欺事件等の新たな手口を紹介するなど、具体的事例に基づく情報発信を積極的に行い、セキュリティ意識の高揚を図っております。

さらに、不正アクセス事案等の防止のために、官公庁や通信、金融、交通等の重要インフラ事業者による「サイバーテロ対策協議会」や、プロバイダ等による「ネットワークセキュリティ協議会」などを活用して、サイバー空間におけるセキュリティ対策の向上を図っているところであります。

県警察といたしましては、今後、こうした取組を更に進めるために、本年4月にサイバー犯罪対策担当の専任の参事官を置き、サイバー犯罪対策室の要員を7名から14名に増員して、体制の強化を図ることとしております。

また、サイバー犯罪の捜査力を高めるために、専門的な知識を有する捜査員の育成を図るほか、官民連携したサイバー犯罪抑止対策の一層の推進を図り、サイバー犯罪の防止に向けた取組を強化してまいり所存であります。